

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十五号

広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)
法律名	事務の区分	手数料の名称	法律名	事務の区分	手数料の名称
長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十七年法律第八十七号以下この項において「法」という。)	法第五条第一項から第五項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十七年法律第八十七号以下この項において「法」という。)	法第五条第一項、第二項又は第三項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
		金額			金額
		一 長期優良住宅建築等計画により新築しようとする住宅が一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の有しな いものに限る。以下この項において同じ。) 四八、 〇〇〇円 (住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)以下この項において「品確法」という。) 第六条の二第五項の規定する確認書又はその写し(以下この項において「確認書」という。)を添付する場合には、 〇〇〇円、同			一 長期優良住宅建築等計画により新築しようとする住宅が一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の有しな いものに限る。以下この項において同じ。) 三、 〇〇〇円 (当該計画が法第六条第一項各号(第三号を除く。))の基準に適合していることについての規則で定める者の審査(以下「適合審査」という。))を受けた場合にあっては六、 〇〇〇円、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)

項に規定する住宅性能評価書又はその写し(以下この項において「住宅性能評価書」という。)を添付する場合(確認書を添付する場合を除く。以下この項において同じ。)

三、〇〇〇円

二 (略)

1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの

一三、〇〇〇円

(確認書を添付する場合にあっては二、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合は三、〇〇〇円)

2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの

一八、〇〇〇円

(確認書を添付する場合にあっては三九、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合は三九、〇〇〇円)

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの

三五、〇〇〇円

(確認書を添付する場合にあっては三九、〇〇〇円)

第五条第一項に規定する住宅性能評価書(以下「住宅性能評価書」という。)を受けた場合(適合審査を受けた場合を除く。以下この項において同じ。)

一三、〇〇〇円

二 (略)

1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの

八〇、〇〇〇円

(適合審査を受けた場合にあっては二、〇〇〇円、住宅性能評価書を受けた場合は四四、〇〇〇円)

2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの

一二九、〇〇〇円

(適合審査を受けた場合にあっては二〇、〇〇〇円、住宅性能評価書を受けた場合は七〇、〇〇〇円)

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの

二五四、〇〇〇円

(適合審査を受けた場合にあっては三九、〇〇〇円)

は六五、〇  
 〇〇円、住  
 宅性能評価  
 書を添付す  
 る場合に  
 つては六五  
 〇〇〇円）  
 4 床面積の  
 合計が三、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え五、〇  
 〇〇平方メ  
 ートル以内  
 のもの  
 六三九、  
 〇〇〇円  
 （確認書を  
 添付する場  
 合にあつて  
 は一〇四、  
 〇〇〇円、  
 住宅性能評  
 価書を添付  
 する場合に  
 あつては一  
 〇四、〇〇  
 〇円）  
 5 床面積の  
 合計が五、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え一〇、  
 〇〇〇平方  
 メートル以  
 内のもの  
 一、〇九八、  
 〇〇〇円  
 （確認書を  
 添付する場  
 合にあつて  
 は一五八、  
 〇〇〇円、  
 住宅性能評  
 価書を添付  
 する場合に  
 あつては一  
 五八、〇〇  
 〇円）  
 6 床面積の  
 合計が一〇、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え二〇、  
 〇〇〇平方  
 メートル以  
 内のもの  
 二、〇三二、  
 〇〇〇円  
 （確認書を  
 添付する場  
 合にあつて  
 は二六九、  
 〇〇〇円、  
 住宅性能評  
 価書を添付  
 する場合に

は三一、〇  
 〇〇円、住  
 宅性能評価  
 書を受けた場  
 合にあつて  
 は一三三、  
 〇〇〇円）  
 4 床面積の  
 合計が三、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え五、〇  
 〇〇平方メ  
 ートル以内  
 のもの  
 四五五、  
 〇〇〇円  
 （適合審査  
 を受けた場  
 合にあつて  
 は六〇、〇  
 〇〇円、住  
 宅性能評価  
 書を受けた場  
 合にあつて  
 は二二八、  
 〇〇〇円）  
 5 床面積の  
 合計が五、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え一〇、  
 〇〇〇平方  
 メートル以  
 内のもの  
 七八二、  
 〇〇〇円  
 （適合審査  
 を受けた場  
 合にあつて  
 は一〇七、  
 〇〇〇円、  
 住宅性能評  
 価書を受けた  
 場合にあつ  
 ては三五四  
 〇〇〇円）  
 6 床面積の  
 合計が一〇、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え二〇、  
 〇〇〇平方  
 メートル以  
 内のもの  
 一、四四七、  
 〇〇〇円  
 （適合審査  
 を受けた場  
 合にあつて  
 は一八九、  
 〇〇〇円、  
 住宅性能評  
 価書を受けた  
 場合に

六九、〇〇〇円  
 あっては二  
 七 床面積の  
 合計が二〇、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え三〇、  
 〇〇〇平方  
 メートル以  
 内のもの  
 二、九〇三、  
 〇〇〇円  
 (確認書を添  
 付する場合  
 合にあって  
 は三四〇、  
 〇〇〇円、  
 〇〇〇円、  
 住宅性能評  
 価書を添付  
 する場合に  
 あっては三  
 四〇、〇〇  
 〇円)  
 八 床面積の  
 合計が三〇、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超えるもの  
 三、五五七、  
 〇〇〇円  
 (確認書を添  
 付する場合  
 合にあって  
 は三八六、  
 〇〇〇円、  
 〇〇〇円、  
 住宅性能評  
 価書を添付  
 する場合に  
 あっては三  
 八六、〇〇  
 〇円)  
 三 長期優良住  
 宅建築等計画  
 により増築し、  
 又は改築しよ  
 うとする住宅  
 が一戸建ての  
 住宅の場合  
 七二、  
 〇〇〇円  
 (確認書を添  
 付する場合に  
 あっては、一  
 九、〇〇〇円  
 )  
 四 (略)  
 一 床面積の  
 合計が五〇  
 〇平方メー  
 トル以内の  
 もの  
 一六九、  
 〇〇〇円  
 (確認書を添  
 付する場合  
 合にあって

六四、五  
 〇〇〇円)  
 七 床面積の  
 合計が二〇、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超え三〇、  
 〇〇〇平方  
 メートル以  
 内のもの  
 二、〇六八、  
 〇〇〇円  
 (適合審査  
 を受けた場  
 合にあって  
 は二五二、  
 〇〇〇円、  
 〇〇〇円、  
 住宅性能評  
 価を受けた  
 場合にあつ  
 ては八八三、  
 〇〇〇円)  
 八 床面積の  
 合計が三〇、  
 〇〇〇平方  
 メートルを  
 超えるもの  
 二、五三三、  
 〇〇〇円  
 (適合審査  
 を受けた場  
 合にあって  
 は二八七、  
 〇〇〇円、  
 〇〇〇円、  
 住宅性能評  
 価を受けた  
 場合にあつ  
 ては、一、〇  
 七〇、〇〇  
 〇円)  
 三 長期優良住  
 宅建築等計画  
 により増築し、  
 又は改築しよ  
 うとする住宅  
 が一戸建ての  
 住宅の場合  
 七三、  
 〇〇〇円  
 (適合審査を  
 受けた場合は、  
 一〇、〇〇〇  
 円)  
 四 (略)  
 一 床面積の  
 合計が五〇  
 〇平方メー  
 トル以内の  
 もの  
 一七二、  
 〇〇〇円  
 (適合審査  
 を受けた場  
 合は、一九、

は、三五、〇〇〇円  
2 床面積の合計が五〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二七一、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合は、五八、〇〇〇円)  
3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの  
五三五、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合は、九七、〇〇〇円)  
4 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
九五八、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合は、一五五、〇〇〇円)  
5 床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一、六四七、〇〇〇円  
(確認書を添付する場合は、二二七、〇〇〇円)  
6 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、

〇〇〇円  
2 床面積の合計が五〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二七五、〇〇〇円  
(適合審査を受けた場合は、三五、〇〇〇円)  
3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの  
五四三、〇〇〇円  
(適合審査を受けた場合は、五〇、〇〇〇円)  
4 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
九七三、〇〇〇円  
(適合審査を受けた場合は、九三、〇〇〇円)  
5 床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一、六七三、〇〇〇円  
(適合審査を受けた場合は、一六、〇〇〇円)  
6 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、

	(略)	<p>○〇〇平方メートル以内のもの 三、〇四八、〇〇〇円 (確認書を添付する場合にあっては、四〇三、〇〇〇円)</p> <p>7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを 超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四、三五五、〇〇〇円 (確認書を添付する場合にあっては、五一〇、〇〇〇円)</p> <p>8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五、三三五、〇〇〇円 (確認書を添付する場合にあっては、五八〇、〇〇〇円)</p>
<p>法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査</p>	(略)	<p>一 長期優良住宅建築等計画の変更により新築しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合 四八、〇〇〇円 (確認書を添付する場合にあっては、二三、〇〇〇円、住宅性能評価書を添付する場合にあっては、一三、〇〇〇円)</p> <p>二 (略)</p> <p>1 床面積の合計が五〇平方メートル以内のもの 一三、〇〇〇円 (確認書を添付する場合</p>
	(略)	<p>○〇〇平方メートル以内のもの 三、〇九六、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合に、二六四、〇〇〇円)</p> <p>7 床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを 超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四、四二四、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合に、三二四、〇〇〇円)</p> <p>8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五、四一九、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合に、三四六、〇〇〇円)</p>
<p>法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査</p>	(略)	<p>一 長期優良住宅建築等計画の変更により新築しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合 三四、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合にあっては、六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては、一三、〇〇〇円)</p> <p>二 (略)</p> <p>1 床面積の合計が五〇平方メートル以内のもの 八、〇〇〇円 (適合審査を受けた場合</p>

合にあっては二、三、〇  
宅性能評価書に添付する場合には三、〇〇〇円  
つては三、〇〇〇円  
2 床面積の合計が五〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一八〇、〇〇〇円  
(確認書を添付する場  
合にあっては三九、〇〇〇円、住  
宅性能評価書を添付する場合には三九、〇〇〇円)  
3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの  
三五七、〇〇〇円  
(確認書を添付する場  
合にあっては六五、〇〇〇円、住  
宅性能評価書を添付する場合には六五、〇〇〇円)  
4 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
六三九、〇〇〇円  
(確認書を添付する場  
合にあっては一〇四、〇〇〇円、住  
宅性能評価書を添付する場合には一〇四、〇〇〇円)

合にあっては二、三、〇  
宅性能評価書に添付する場合には三、〇〇〇円  
つては三、〇〇〇円  
2 床面積の合計が五〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
一八九、〇〇〇円  
(適合審査を受けた場  
合にあっては二〇、〇〇〇円、住  
宅性能評価書を受けた場合には二〇、〇〇〇円)  
3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内のもの  
二五四、〇〇〇円  
(適合審査を受けた場  
合にあっては三一、〇〇〇円、住  
宅性能評価書を受けた場合には三一、〇〇〇円)  
4 床面積の合計が三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの  
四五五、〇〇〇円  
(適合審査を受けた場  
合にあっては六〇、〇〇〇円、住  
宅性能評価書を受けた場合には六〇、〇〇〇円)

8	床面積の合計が三〇、〇〇〇円	7	床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを 超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 二、九〇三、〇〇〇円	5	床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを 超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一、〇九八、〇〇〇円
			(確認書を添付する場 合にあっては三四〇、〇〇〇円、 住宅性能評価書を添付する場合には三〇、〇〇〇円)		(確認書を添付する場 合にあっては一五八、〇〇〇円、 住宅性能評価書を添付する場合には一五八、〇〇〇円)
6	床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを 超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 二、〇三二、〇〇〇円		(確認書を添付する場 合にあっては二六九、〇〇〇円、 住宅性能評価書を添付する場合には二六九、〇〇〇円)		

8	床面積の合計が三〇、〇〇〇円	7	床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを 超え三〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 二、〇六八、〇〇〇円	5	床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを 超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 七八二、〇〇〇円
			(適合審査を受けた場 合にあっては二五二、〇〇〇円、 住宅性能評価書を受けた場合には二五二、〇〇〇円)		(適合審査を受けた場 合にあっては一〇七、〇〇〇円、 住宅性能評価書を受けた場合には三五四、〇〇〇円)
6	床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを 超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一、四四七、〇〇〇円		(適合審査を受けた場 合にあっては一八九、〇〇〇円、 住宅性能評価書を受けた場合には六四五、〇〇〇円)		



○○○平方メートルを超えるもの  
 三、五五七、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合にあっては三八六、〇〇〇円、  
 住宅性能評価書を添付する場合には三八六、〇〇〇円)  
 三 長期優良住宅建築等計画の変更により増築し、又は改築しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合  
 七二、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合は、  
 九、〇〇〇円)

四 (略)

1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの  
 一六九、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合にあっては、三五、〇〇〇円)

2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 二七一、〇〇〇円  
 (確認書を添付する場合にあっては、五八、〇〇〇円)

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え、三、〇〇〇平方メートル以内のもの

○○○平方メートルを超えるもの  
 二、五三三、〇〇〇円  
 (適合審査を受けた場合にあっては二八七、〇〇〇円、  
 住宅性能評価を受けた場合には一、〇七〇、〇〇〇円)

三 長期優良住宅建築等計画の変更により増築し、又は改築しようとする住宅が一戸建ての住宅の場合  
 七三、〇〇〇円  
 (適合審査を受けた場合は、  
 一〇、〇〇〇円)

四 (略)

1 床面積の合計が五〇〇平方メートル以内のもの  
 一七二、〇〇〇円  
 (適合審査を受けた場合にあっては、一九、〇〇〇円)

2 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え、一、〇〇〇平方メートル以内のもの  
 二七五、〇〇〇円  
 (適合審査を受けた場合にあっては、三五、〇〇〇円)

3 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え、三、〇〇〇平方メートル以内のもの

五三五、  
〇〇〇円  
添付する場  
合にあつて  
は、九七、  
〇〇〇円)  
4 床面積の  
合計が三、  
〇〇〇平方  
メートルを  
超え五、〇  
〇〇平方メ  
ートル以内  
のもの  
九五八、  
〇〇〇円  
添付する場  
合にあつて  
は、一五五、  
〇〇〇円)  
5 床面積の  
合計が五、  
〇〇〇平方  
メートルを  
超え一〇、  
〇〇〇平方  
メートル以  
内のもの  
一、六四七、  
〇〇〇円  
添付する場  
合にあつて  
は、二二七、  
〇〇〇円)  
6 床面積の  
合計が一〇、  
〇〇〇平方  
メートルを  
超え二〇、  
〇〇〇平方  
メートル以  
内のもの  
三、〇四八、  
〇〇〇円  
添付する場  
合にあつて  
は、四〇三、  
〇〇〇円)  
7 床面積の  
合計が二〇、  
〇〇〇平方  
メートルを  
超え三〇、  
〇〇〇平方  
メートル以  
内のもの  
四、三九五、  
〇〇〇円  
添付する場  
合にあつて  
は、五二〇、  
〇〇〇円)

五四三、  
〇〇〇円  
添付する場  
合にあつて  
は、五〇、  
〇〇〇円)  
4 床面積の  
合計が三、  
〇〇〇平方  
メートルを  
超え五、〇  
〇〇平方メ  
ートル以内  
のもの  
九七三、  
〇〇〇円  
添付する場  
合にあつて  
は、九三、  
〇〇〇円)  
5 床面積の  
合計が五、  
〇〇〇平方  
メートルを  
超え一〇、  
〇〇〇平方  
メートル以  
内のもの  
一、六七三、  
〇〇〇円  
添付する場  
合にあつて  
は、一六  
〇、〇〇〇  
円)  
6 床面積の  
合計が一〇、  
〇〇〇平方  
メートルを  
超え二〇、  
〇〇〇平方  
メートル以  
内のもの  
三、〇九六、  
〇〇〇円  
添付する場  
合にあつて  
は、二六  
四、〇〇〇  
円)  
7 床面積の  
合計が二〇、  
〇〇〇平方  
メートルを  
超え三〇、  
〇〇〇平方  
メートル以  
内のもの  
四、四二四、  
〇〇〇円  
添付する場  
合にあつて  
は、三二  
四、〇〇〇  
円)  
添付する場  
合にあつて  
は、三二  
四、〇〇〇  
円)  
添付する場  
合にあつて  
は、三二  
四、〇〇〇  
円)

法第十八条第一項の規定による認定長期優良住宅の容積率優等住宅の容積率に特例許可申請に関する特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅の容積率	一六〇、〇〇〇円	8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五、三三五、〇〇〇円 （確認書を添付する場合には、五八〇、〇〇〇円）
			8 床面積の合計が三〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 五、四一九、〇〇〇円 （適合審査を受けた場合は、三四六、〇〇〇円）

（広島県警察関係手数料条例の一部改正）

第二条 広島県警察関係手数料条例（平成十二年広島県条例第六号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第二条関係）	別表（第二条関係）	別表（第二条関係）	別表（第二条関係）	別表（第二条関係）	別表（第二条関係）
法律名	法律名	法律名	法律名	法律名	法律名
事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分	事務の区分
手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称	手数料の名称
金額	金額	金額	金額	金額	金額
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の項に於ては当該他の銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るもの（「法」という。審査）	銃砲等又は刀剣類所持許可（銃砲等又は刀剣類所持許可）	銃砲刀剣類所持許可（銃砲等又は刀剣類所持許可）	銃砲刀剣類所持許可（銃砲等又は刀剣類所持許可）	銃砲刀剣類所持許可（銃砲等又は刀剣類所持許可）	銃砲刀剣類所持許可（銃砲等又は刀剣類所持許可）
法第四條第一項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受ける場合の当該他の銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るものに対する審査	銃砲等又は刀剣類所持許可（銃砲等又は刀剣類所持許可）	銃砲刀剣類所持許可（銃砲等又は刀剣類所持許可）	銃砲刀剣類所持許可（銃砲等又は刀剣類所持許可）	銃砲刀剣類所持許可（銃砲等又は刀剣類所持許可）	銃砲刀剣類所持許可（銃砲等又は刀剣類所持許可）
	一 （略）	一 （略）	一 （略）	一 （略）	一 （略）
	二 法第四條第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を受けようとする場合	二 法第四條第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を受けようとする場合	二 法第四條第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を受けようとする場合	二 法第四條第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を受けようとする場合	二 法第四條第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可を受けようとする場合
	三 一及び二に掲げる場合以外の場合 一〇、五〇〇円	三 一及び二に掲げる場合以外の場合 一〇、五〇〇円	三 一及び二に掲げる場合以外の場合 一〇、五〇〇円	三 一及び二に掲げる場合以外の場合 一〇、五〇〇円	三 一に掲げる場合以外の場合 一〇、五〇〇円
	四 三〇〇円	四 三〇〇円	四 三〇〇円	四 三〇〇円	四 三〇〇円

<p>法第五条の三第一項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催</p>	<p>(略)</p>	<p>三 一及び二に掲げる場合以外の場合 六、七〇〇円</p>
<p>法第五条の三の二第一項の規定によるクロスボウの取扱いに関する講習会の開催</p>	<p>(略)</p>	<p>一 現に法第四十一条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に係るもの 三、〇〇〇円 二 一に掲げる者以外の者に係るもの 六、九〇〇円</p>
<p>法第六条第一項の規定による国際競技に参加するため入国する外国人に係る銃砲等又は刀剣類所持許可等又は刀剣類の所持の許可の申請(当該申請を行う者が同時に他の銃砲等又は刀剣類について所持の許可を受けようとする場合)にあつては当該他の銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るものでないものに対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第七条第二項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可の書換え</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第七条第三項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請(当該申請を行う者が同時に他の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の更新の申請を行う者が同時に申請にお</p>	<p>(略)</p>	<p>一 新たな許可証の交付を伴う法第七条の規定による猟銃</p>
<p>法第五条の三第一項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催</p>	<p>(略)</p>	<p>三 一に掲げる場合以外の場合 六、七〇〇円</p>
<p>法第六条第一項の規定による国際競技に参加するため入国する外国人に係る銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請(当該申請を行う者が同時に他の銃砲等又は刀剣類について所持の許可を受けようとする場合)にあつては当該他の銃砲等又は刀剣類の所持の許可に係るものでないものに対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第七条第二項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可の書換え</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第七条第三項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請(当該申請を行う者が同時に他の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の更新の申請を行う者が同時に申請にお</p>	<p>(略)</p>	<p>一 新たな許可証の交付を伴うもの 七、二〇〇円</p>

<p>時に他の猟銃又は空気が銃について所持の許可の更新を受けようとする場合にあっては当該他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係るものではないもの及び法第四十一条第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の申請と同時に進行される猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係るものではないもの）に対する審査</p>	<p>減額に該当しないもの及び所持許可申請との同時申請でないもの）</p>	<p>又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合七、二〇〇円</p> <p>二 新たな許可証の交付を伴わない法第七十一条の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合六、八〇〇円</p>
<p>法第七条の三第二項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請であつて、当該申請を行う者が同時に他のクロスボウについて所持の許可の更新を受けようとする場合にあつては当該他のクロスボウの所持の許可の更新に係るものではないもの及び法第四十一条第一号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請と同時に進行されるクロスボウの所持の許可の更新に係るものではないもの）に対する審査</p>	<p>クロスボウの所持の許可更新申請手数料（更新の同時申請において減額に該当しないもの及び所持許可申請との同時申請でないもの）</p>	<p>二 新たな許可証の交付を伴わない法第七十一条の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合七、二〇〇円</p> <p>一 新たな許可証の交付を伴う法第七条の三第一項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合六、八〇〇円</p>
<p>法第七条の三第二項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請であつて、当該申請を行う者が同時に他のクロスボウについて所持の許可の更新を受けようとする場合にあつては当該他のクロスボウの所持の許可の更新に係るものではないもの及び法第四十一条第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の申請と同時に進行される猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係るものではないもの）に対する審査</p>	<p>クロスボウの所持の許可更新申請手数料（更新の同時申請において減額に該当しないもの及び所持許可申請との同時申請でないもの）</p>	<p>二 新たな許可証の交付を伴わない法第七十一条の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合四、四〇〇円</p> <p>一 新たな許可証の交付を伴う法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合四、四〇〇円</p>
<p>時に他の猟銃又は空気が銃について所持の許可の更新を受けようとする場合にあっては当該他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係るものではないもの及び法第四十一条第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の申請と同時に進行される猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係るものではないもの）に対する審査</p>	<p>減額に該当しないもの及び所持許可申請との同時申請でないもの）</p>	<p>二 一に掲げるもの以外のもの六、八〇〇円</p>
<p>法第七条の三第二項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請であつて、当該申請を行う者が同時に他の猟銃又は空気銃について所持の許可の更新を受けようとする場合にあつては当該他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係るものではないもの及び法第四十一条第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の申請と同時に進行される猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係るものではないもの）に対する審査</p>	<p>猟銃又は空気銃の所持の許可更新申請手数料（更新の同時申請において減額に該当しないもの及び所持許可申請との同時申請でないもの）</p>	<p>一 新たな許可証の交付を伴うもの四、八〇〇円</p>
<p>法第七条の三第二項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新の申請であつて、当該申請を行う者が同時に他のクロスボウについて所持の許可の更新を受けようとする場合にあつては当該他のクロスボウの所持の許可の更新に係るものではないもの及び法第四十一条第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の申請と同時に進行される猟銃又は空気銃の所持の許可の更新に係るものではないもの）に対する審査</p>	<p>クロスボウの所持の許可更新申請手数料（更新の同時申請において減額に該当しないもの及び所持許可申請との同時申請でないもの）</p>	<p>二 一に掲げるもの以外のもの四、四〇〇円</p>

とする場合の当該他のクロスボウの所持の許可の更新に係るもの及び法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可の申請と同時に行使されるクロスボウの所持の許可の更新に係るものに対する審査	(略)	(略)	四、八〇〇円	二、新たな許可証の交付を伴わない法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする場合	四、四〇〇円
法第九条の十四第一項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の開催	(略)	(略)	(略)	法第九条の十四第一項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の開催	(略)
法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定申請者が同時に他のクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする場合にあつては当該他のクロスボウ射撃資格の認定に係るものでないものに対する審査	(略)	(略)	九、三〇〇円		(略)
法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウ射撃資格の認定申請であつて当該申請を行う者が同時に他のクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする場合の審査	(略)	(略)	五、六〇〇円		(略)

附 則

この条例中第一条の規定は令和四年二月二十日から、第二条の規定は同年三月十五日から施行する。